

# 公営企業（法適用）の資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、令和3年度決算に基づき算定した資金不足比率について、下記のとおり公表します。

## 比率の概要

### ①資金不足比率の算定

- 地方公共団体の長は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を算定
- 監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告、公表

### ②経営健全化基準（20%）以上となった場合

- 経営健全化計画を作成
- 毎年度、経営健全化の実施状況を議会に報告し、公表

## 算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

### 【指標の説明】

公営企業ごとの「資金の不足額」の「事業の規模」に対する比率です。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指标化し、経営状況の深刻度を示すものです。

## 算定結果

令和3年度決算に基づき、本県の公営企業（法適用）について資金不足比率の算定を行ったところ、いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は該当ありません。

| 会計名          | 資金不足比率      |
|--------------|-------------|
| 島根県病院事業会計    | -% (資金不足なし) |
| 島根県電気事業会計    | -% (資金不足なし) |
| 島根県工業用水道事業会計 | -% (資金不足なし) |
| 島根県水道事業会計    | -% (資金不足なし) |
| 島根県宅地造成事業会計  | -% (資金不足なし) |
| 島根県流域下水道事業会計 | -% (資金不足なし) |